

# 計画の具体化を図るための体制やプロセスのあり方

---

新湾岸道路検討会準備会  
令和6年3月19日

# 1. 新湾岸道路検討会準備会の概要と進め方(案)

---

# 新湾岸道路の概要

- 令和2年5月に『千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針』を策定
- 『千葉県広域道路交通ビジョン 千葉県広域道路交通計画(R3.6 千葉県)』において、第二東京湾岸道路を軸とした新たな規格の高い道路ネットワークを「高規格道路」に位置づけ
- 計画の具体化に際しては、高規格道路の機能を有しつつ、基本方針における配慮事項等を踏まえた検討が必要

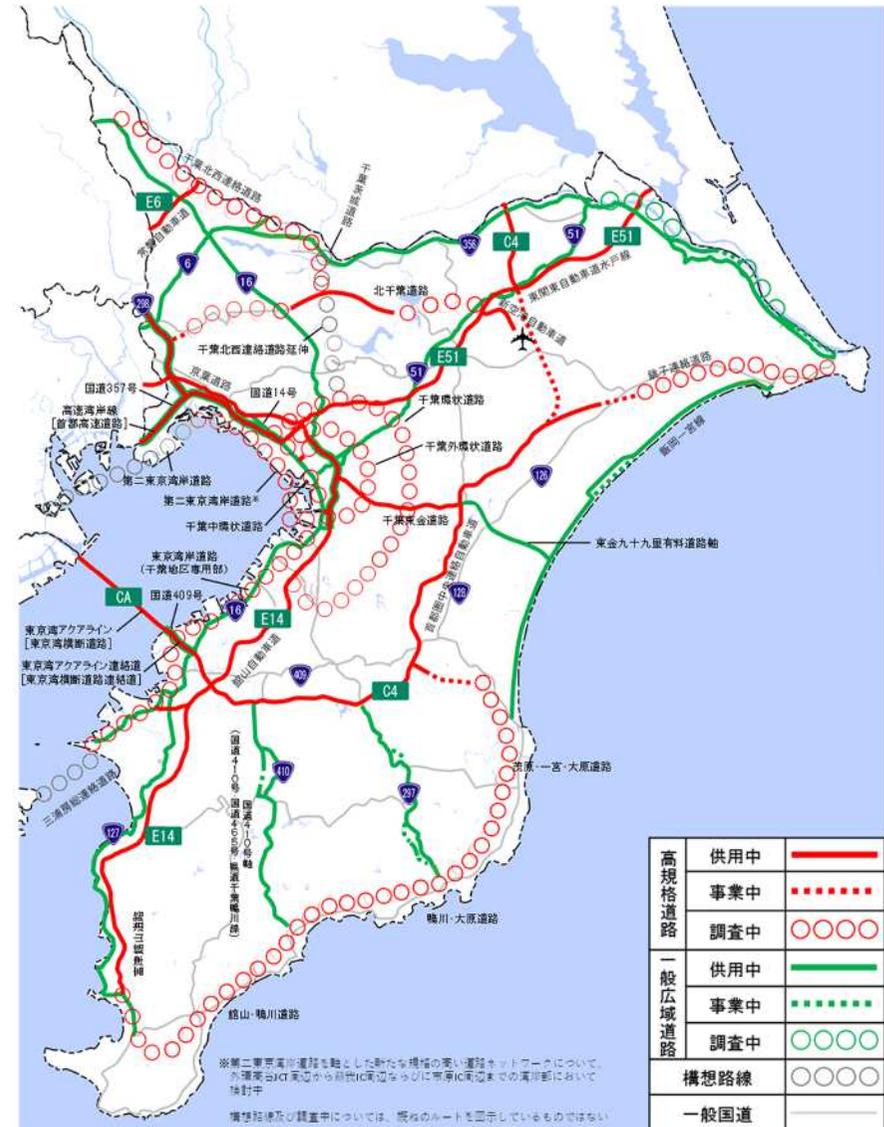
千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針

千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画について、国土交通省、千葉県、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、市原市、浦安市及び東日本高速道路(株)は、平成30年度に設立した「千葉県湾岸地区道路検討会」(以下、「検討会」という。)及び「千葉県湾岸地区道路検討会幹事会」において、計画の具体化に向けて、意見交換を行いながら検討を進めてきたところである。

これまでの検討結果を踏まえ、検討会において、下記のとおり千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針を策定する。

記

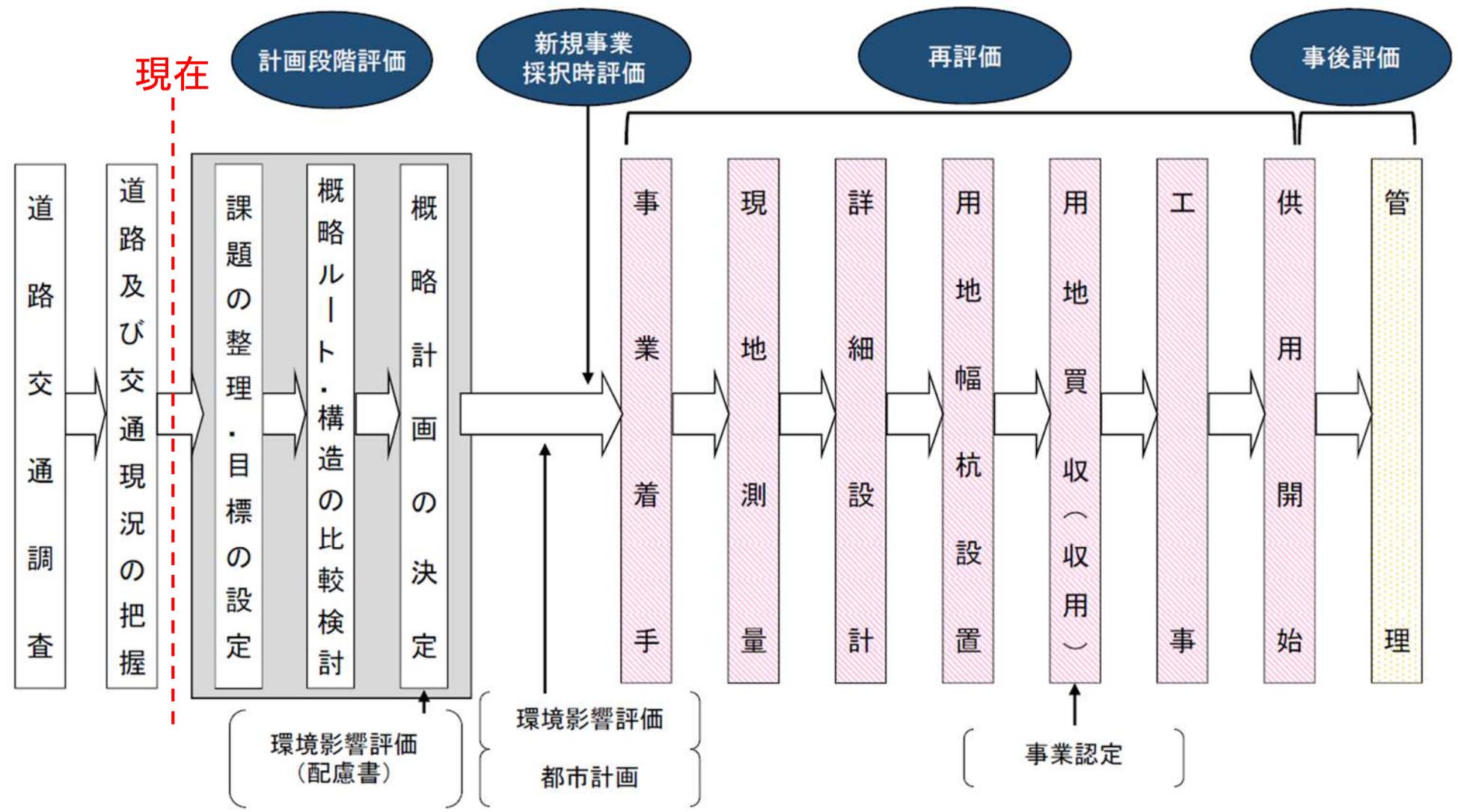
- 東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しており、この解消に取り組むことが重要であること。
- 千葉県湾岸地域においては、商業施設や物流施設などが集中している市街地周辺において依然として慢性的な交通渋滞が発生しており、まずは、この解消が喫緊の課題であること。
- また、湾岸地域は国際拠点港湾の千葉港をはじめ、首都圏の重要な拠点を有しており、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれていること。
- こうした状況をふまえ、湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の生産性向上、湾岸地域の更なる活性化のため、国道357号の渋滞対策を促進するとともに、必要な規格の高い道路として、多車線の自動車専用道路の計画の具体化が必要であること。
- 外環道千葉県区間開通後の湾岸地域の交通状況を鑑み、まずは早期に整備効果を発揮できるよう、規格の高い道路として外環高谷JCT周辺から蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めること。
- ルートや構造の検討にあたっては、東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図るとともに、地域の生活環境に配慮した計画とすること。また、既存の都市計画や県の確保済用地を有効に活用すること。
- 今後は、沿線市との意見交換のみならず、広く関係する方々の意見を把握しながら検討を行うこととし、速やかに計画段階評価の手続きに着手し、地元への丁寧な説明や意見把握を行うなど、地域とのコミュニケーションを行いながら検討を進めること。



千葉県広域道路交通ビジョン 千葉県広域道路交通計画 広域道路ネットワーク図

# 新湾岸道路検討会準備会について

- 基本方針を踏まえて、新湾岸道路の計画を具体化するにあたっては、地域の生活環境や東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬等へ配慮しつつ、広く関係する方々の意見を把握しながら丁寧な合意形成が必要
- 計画策定プロセスを進めるにあたり、地域住民をはじめとした多岐にわたる関係者と、密接なコミュニケーションを行いつつ、合理的に検討を行う体制が構築できるよう「新湾岸道路検討会準備会」を設立

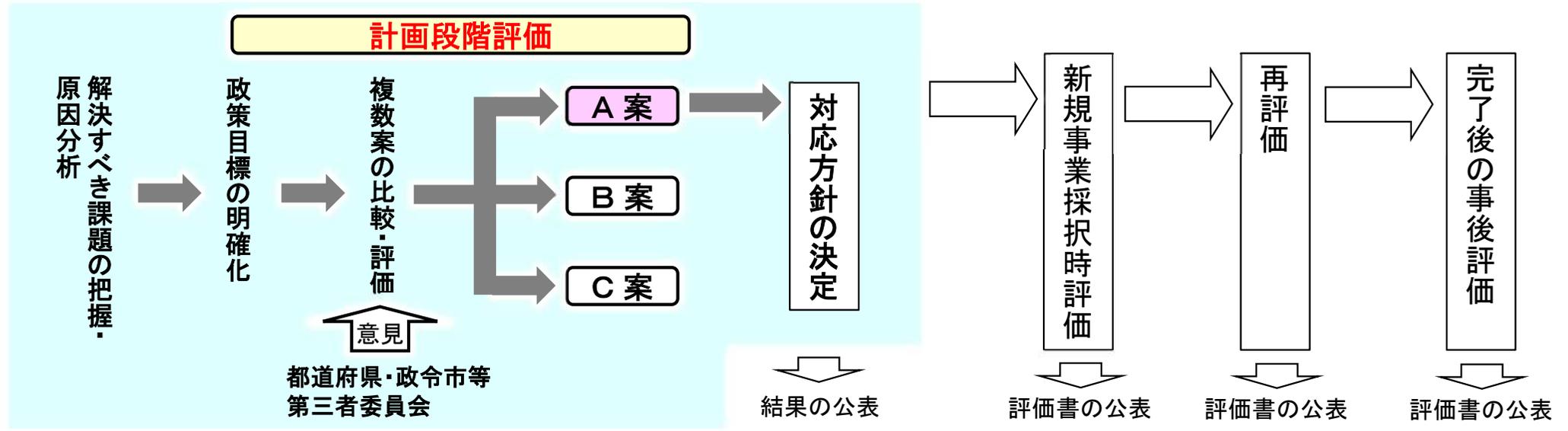


## **2. 道路事業における計画段階評価と計画策定プロセス**

---

# 計画段階評価とは

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において実施
- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証



## 国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領(H30.3改定)

- 対象とする事業及び実施時期
  - ・道路局所管は、新設・改築事業が対象
  - ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
- 実施手続、結果等の公表
  - ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局とし、所管部局が事業種別に応じて定める。
  - ・(評価の実施主体が地方支分部局の場合) 評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省に提出する。本省は、評価実施主体と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、対応方針を決定する。

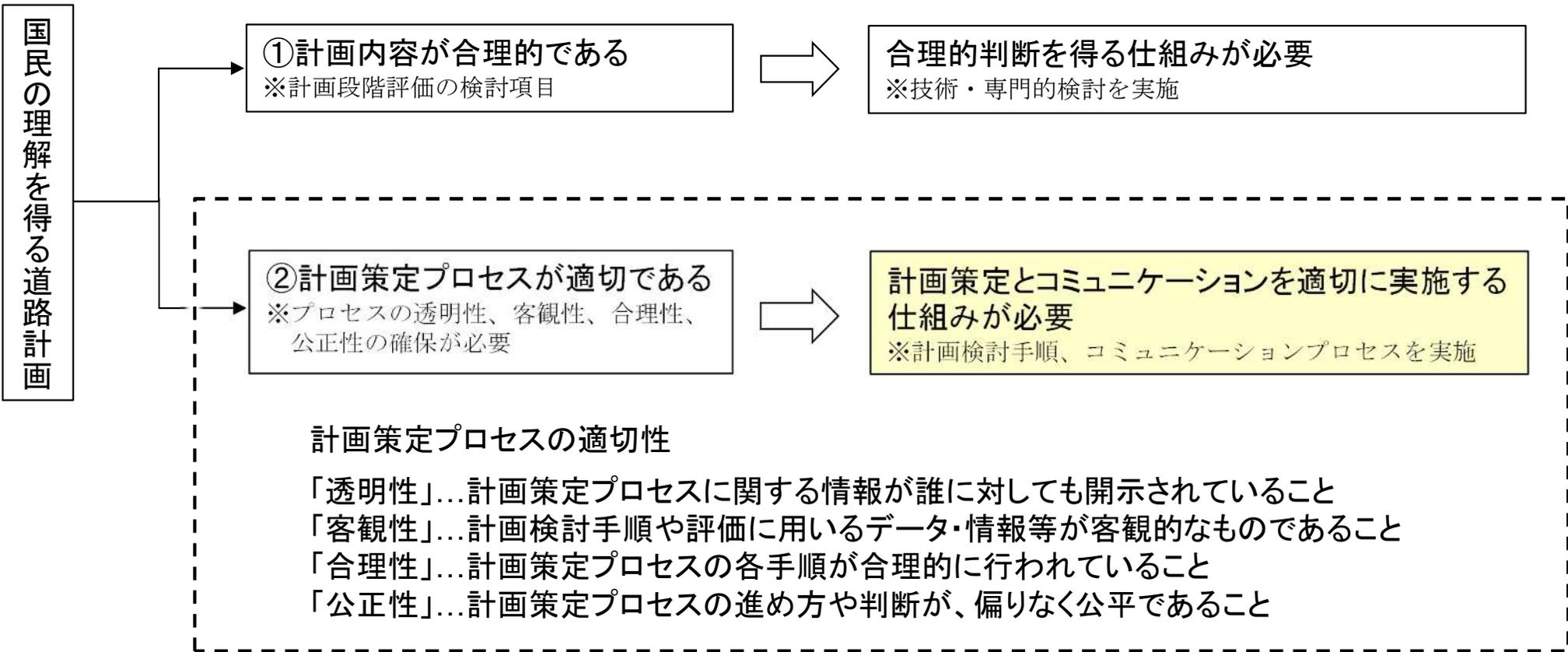
- 評価手法の策定
  - ・所管部局は、事業種別ごとに評価手法を策定する。

**構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン**  
 (H25.7 国土交通省道路局)  
 構想段階における計画策定プロセスのあり方を示すものであり、**計画策定プロセスと計画段階評価の関係**を明確にするとともに、**道路事業に係る計画段階評価の評価手法**を定めている

- 評価の視点
  - ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
  - ・政策目標を明確化する。
  - ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

# 計画策定プロセスとは

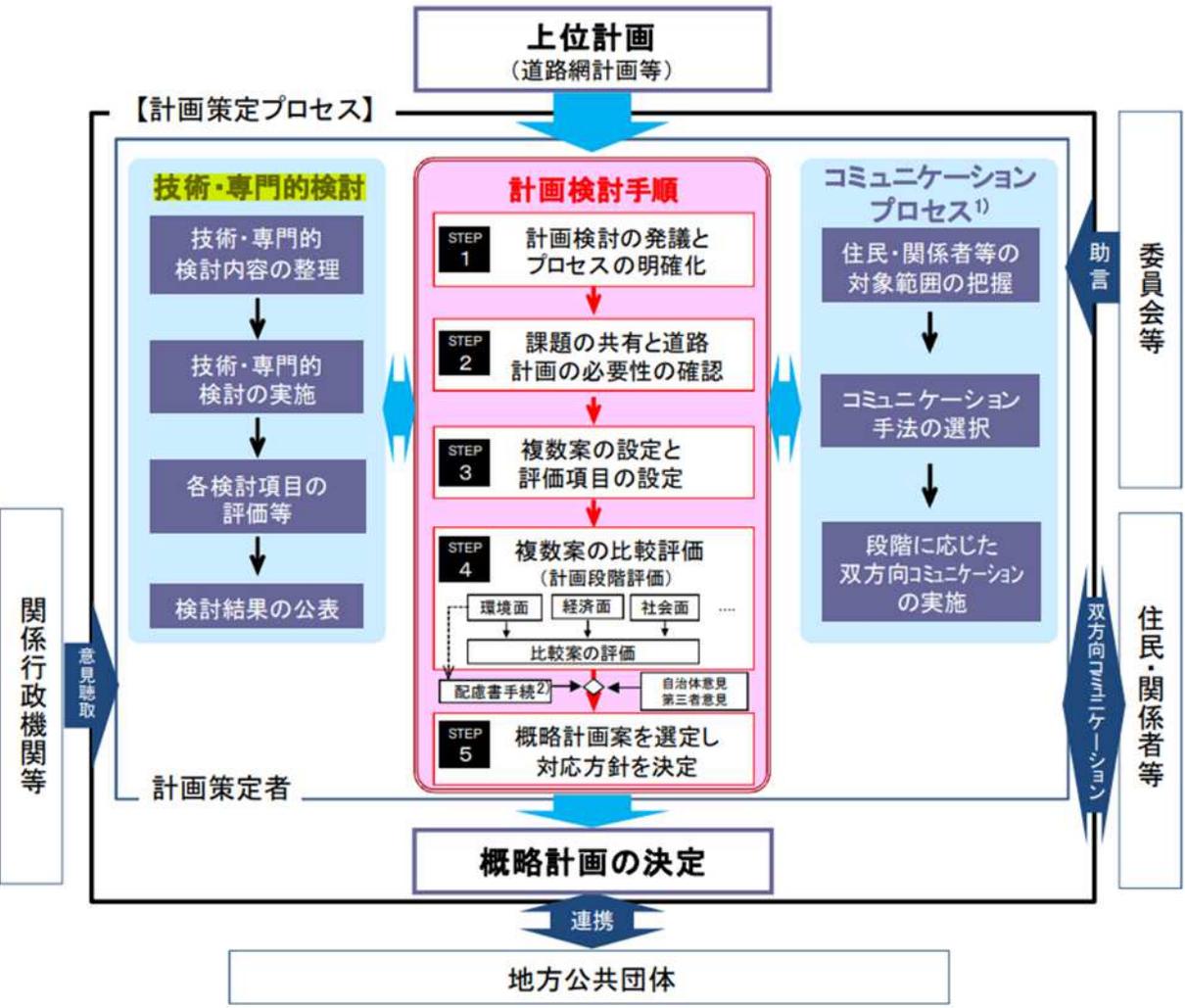
- 道路の計画が国民の理解を得るためには、計画内容が合理的であり、かつ計画策定プロセスが適切なことが必要
- 計画策定プロセスの適切性は、透明性、客観性、合理性、公正性の4つが要件
- これらを担保するためには、計画策定とコミュニケーションを適切に実施する仕組みが必要



※構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（H25.7改訂）に加筆

# 計画策定プロセスとは

- 構想段階における「計画検討手順」を経て概略計画を決定するまでの一連の流れ
- 計画検討の発議から対応方針の決定までの検討を進める「計画検討手順」、計画策定者と住民・関係者等との双方向コミュニケーションを実施する「コミュニケーションプロセス」、専門性を持った検討を行う「技術・専門的検討」の3つのプロセスを含む



- ・「コミュニケーションプロセス」と「技術・専門的検討」は「計画検討手順」と有機的に連携して進められるべきもの
- ・「技術・専門的検討」や「コミュニケーションプロセス」は、必要に応じて、「計画検討手順」の各段階において繰り返し行われることが望ましい。
- ・計画策定者は、必要に応じて「関係行政機関等」からの意見聴取や「委員会等」からの助言や提言を受けつつ、「計画検討手順」並びに「技術・専門的検討」を進めるとともに、「住民・関係者等」と双方向コミュニケーションを実施することによりコミュニケーションプロセスを進める必要がある。
- ・「地方公共団体」と連携・協力することが必要である。  
※事業の特性に応じ、計画策定者と共同で実施する場合も有

1) プロセスの設計の考え方を示しているもの  
2) 配慮書手続対象事業の場合

# 計画策定プロセスとは

## ○技術・専門的検討

- ・ 構想段階における計画検討手順において、目標の設定や複数案を設定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方等が、技術的あるいは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠を与えるもの
- ・ 計画策定者自らが検討を行うために必要な極めて高度な技術・専門的知見を必要とする場合には、外部の有識者等からなる技術検討会を設置し体制を整える必要がある
- ・ 技術検討会の設置にあたっては、検討内容や検討に必要な技術・専門的知見を明らかにした上で、必要な技術・専門的知見が確保されるように委員選定を行う

## ○計画検討手順

- ・ 計画策定プロセスの中心にあり、コミュニケーションプロセスや技術・専門的検討と有機的な連携を図りながら進められるステップ1からステップ5に至る一連の手順
  - ステップ1：計画検討の発議とプロセスの明確化
  - ステップ2：課題の共有と道路計画の必要性の確認
  - ステップ3a：複数案の設定
  - ステップ3b：評価項目の設定
  - ステップ4：複数案の比較評価（計画段階評価）
  - ステップ5：概略計画案を選定し、対応方針を決定
- ・ 手順を踏まずに検討を進めると、概略計画の決定に際して、当初の課題や目標の設定に問題がある等の指摘を受ける可能性も有
- ・ このため、ステップを区切りつつ段階的に検討を進める事が重要

## ○コミュニケーションプロセス

- ・ 構想段階における計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性を高めること、及びより良い計画づくりに資することを目的として、双方向コミュニケーションとなるように、住民・関係者等への情報提供、住民・関係者等からの意見把握を積極的に行い、計画へのニーズの反映を行う手続
- ・ コミュニケーションプロセスは、原則として、計画策定者または計画策定者を含む複数の関係行政機関が合同で実施する
- ・ プロセスを住民・関係者等と早期に共有することが重要

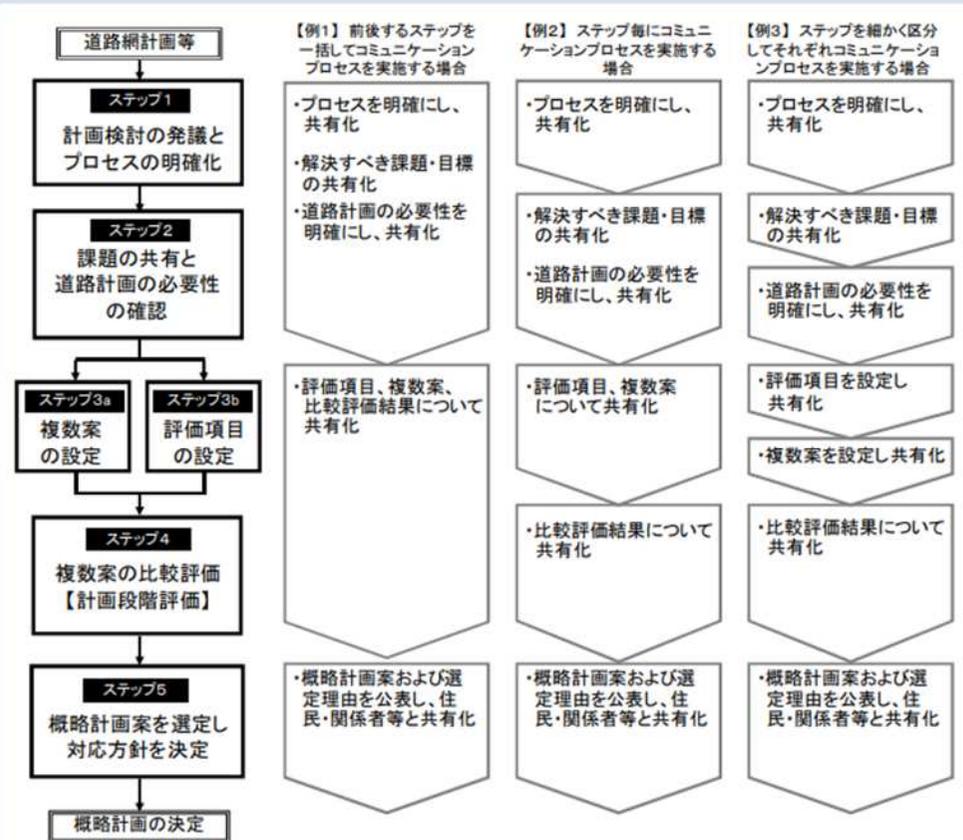


図 コミュニケーションプロセスの運用例

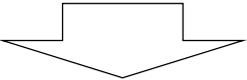
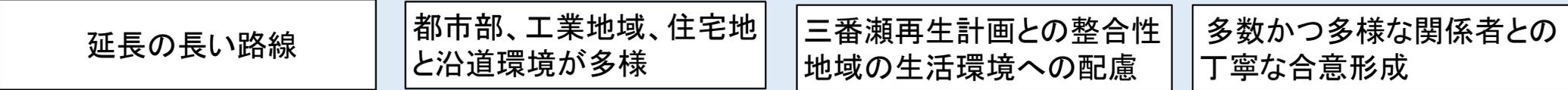
※構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（H25.7改訂）

### **3. 計画の具体化を図るためのプロセスについて**

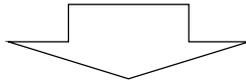
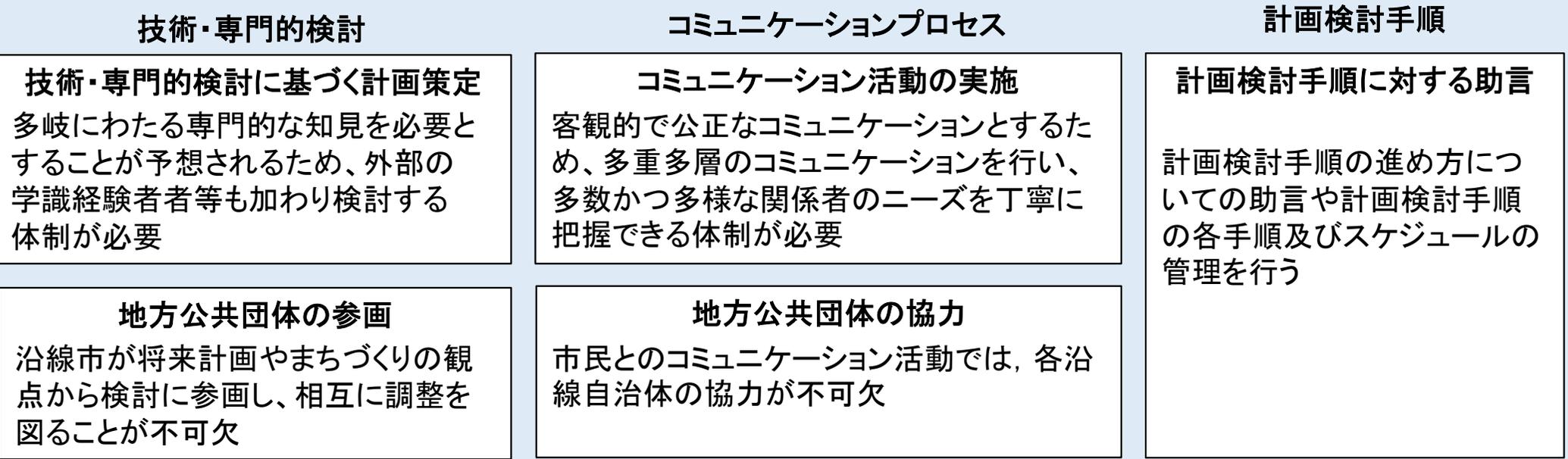
---

# 新湾岸道路の検討体制の考え方(案)

## 新湾岸道路の特徴



## 新湾岸道路における計画策定プロセス(要点)



上記要点を踏まえ、検討体制を確立する

## 4. 地域とのコミュニケーション、意見聴取方法

---

# コミュニケーションの対象と想定されるステイクホルダー

○新湾岸道路の特徴を踏まえ、地域住民をはじめとした多岐にわたる関係者との丁寧な合意形成を目指し、双方向コミュニケーションを実施する

①市民	①-1 沿線住民	沿線6市(浦安市・市川市・船橋市・習志野市・千葉市・市原市)
	①-2 道路利用者	道路利用者・自家用車利用者
	①-3 その他	沿線6市以外の住民、首都圏の住民・就業者、環境保護団体等
②事業者	②-1 沿線事業者	沿線臨海部に立地するオフィス、製造業、工場、倉庫
		沿線臨海部に立地する商業施設
		千葉県漁業協同組合連合会、沿線業従事者
	②-2 沿線外事業者	一般企業・事業者等、事業者団体(産業振興財団等)
③運送・物流業者	③-1 荷主企業	県内及び沿線に立地する事業者、通過利用する事業者
	③-2 運送事業者	千葉港での集貨、物流事業者(海上コンテナ等)
④公共交通	④-1 バス・タクシー事業者	千葉県バス協会、千葉県タクシー協会等
	④-2 鉄道事業者	沿線及び周辺に駅、営業所、車両基地等を持つ交通事業者
⑤医療	医療・病院関連等	災害拠点病院、地域災害医療センター等
⑥不動産	不動産業者	沿線に物件、開発事業を持つ事業者
⑦観光交通	旅行事業者、バス・タクシー等	県内及び首都圏の観光関連業者(観光協会、国際コンベンションビューロー)
⑧地元経済界、業界団体		経営者協会、経済同友会、商工会議所連合会等
⑨行政		千葉県、沿線6市、港湾管理者等

# コミュニケーションの実手法(案)

- 幅広いステイクホルダーを対象とした情報提供は、通常のプレス・HPのほかに特設HPを用いて速やかに情報提供を実施  
各ステップで合意形成が図れるよう、FAQを迅速に更新
- HPなどのデジタル環境に日頃接していない層に対してはニュースレターを配布
- 具体的な内容を伝えコミュニケーションを深めることを目的とし、オープンハウスによる説明会を開催
- より多く様々な意見を抽出することを目的とし、会議形式のワークショップによる説明会を開催
- 確実に意見を聴取したいステイクホルダーにはヒアリングを実施し、計画に対する理解を深めるために直接対話を実施

## (1) 幅広い層を対象として実施

### ① プレス

### ② 特設HP

- ・専用HPを開設
- ・計画に関する概要や進捗情報の提供
- ・意見フォームを開設し、広く意見を募集
- ⇒チャットボットを活用し、知りたい情報へのアクセス性の向上
- ⇒FAQの迅速な更新

## (2) やや対象を絞って実施

### ① ニュースレター

- ・主に沿線市住民向けに配布
- ・デジタルに日常的に接していない層へも情報提供が可能

### ② オープンハウス

- ・直接対話することで計画への理解を深める

### ③ ワークショップ

- ・地域の課題やニーズを参加者間で議論することで、より深い意見を把握し相互理解を促進

## (3) 対象を絞って実施

### ① 業界団体へのヒアリング

- ・オープンハウス等への来訪を待たずこちらから赴いて意見を伺い、確実に意見を聴取

### ② 個別ヒアリング

- ・業界団体を有さないなど、①で捕捉できない対象へ個別に実施

# 今後の進め方(案)

---

新湾岸道路検討会準備会  
令和6年3月19日

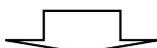
# 今後の進め方（案）

2019年3月28日 **第1回 千葉県湾岸地区道路検討会**

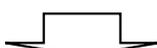


2020年5月26日 **第2回 千葉県湾岸地区道路検討会**  
千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画の基本方針策定

- ・規格の高い道路として外環高谷JCT周辺から蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺までの湾岸部においてルートを検討を進める
- ・東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図る
- ・今後は、沿線市との意見交換のみならず、広く関係する方々の意見を把握しながら検討を行う



2023年6月21日 **第1回 新湾岸道路検討会準備会**  
概略ルート・構造の検討に向けて、体制の議論を行うことを確認



2024年3月19日 **第2回 新湾岸道路検討会準備会**  
計画の具体化を図るための体制や意見聴取の方法のあり方について意見交換



## 概略計画の策定（計画段階評価へ移行）

- 沿線地域へ丁寧に説明し、広く意見を聴取
- 概略ルート・構造の複数案の比較、評価を実施 など